

介護保険料

問合せ 介護福祉課 ☎(42)8444
FAX(43)5600

4月からの保険料の特別徴収

現在、保険料を特別徴収で納めていただいている人は、2月の年金から徴収した保険料と同額を4・6・8月の年金から仮徴収します。

■令和2年4月2日から令和2年10月1日までの間に、つぎに該当した人

4月の年金から保険料を特別徴収します。

- (1) 65歳以上で、すでに老齢・退職年金などを年額18万円以上受給している人
- (2) 65歳到達後に、新たに老齢・退職年金などを年額18万円以上受給した人
- (3) 65歳以上で、老齢・退職年金などを年額18万円以上受給している人のうち、転入などにより住所変更を行った人

※該当する人には「令和3年度特別徴収開始のお知らせ」を郵送しますので、内容をご確認ください。

※特別徴収への変更手続きの必要はありません。なお、年金からの特別徴収を本人の希望で中止することはできません。

マイナンバーカードが 健康保険証に！



通院などの場面で便利！



3月から、カードリーダーが設置された医療機関・薬局などで健康保険証として利用できます。

▼4つのメリット

1. 健康保険証としてずっと使える

就職や転職、引っ越しをしても保険証の切り替えを待たずにマイナンバーカードで受診できます。※1

2. 限度額以上の一時的な支払いが不要

限度額適用認定証がなくても、高額療養費制度における限度額以上の支払いが免除されます。※2

3. 健康管理や医療の質が向上

マイナポータル(外部サイト)で、薬剤情報や特定健診の情報を確認できるようになります(令和3年秋頃予定)。また、本人の同意により、医師や歯科医師がオンラインで特定健診情報や薬剤情報を確認できるなど、より多くの情報をもとに診療や服薬管理が可能になります。

4. 医療費控除も便利に

マイナポータルを利用し、医療費情報を確認できるようになります(令和3年秋頃予定)。また、確定申告でも、マイナポータルを通じて医療費情報を取得し、領収書がなくても手続きができるようになります。

▼注意！保険証は破棄しないで

※1 各健康保険の加入・脱退の手続きは引き続き必要です。

※2 カードリーダーは医療機関などで順次導入を進めていきますが、導入されていない医療機関などでは、被保険者証が必要になります。

※3 自治体独自の医療費助成などについては書類の持参が必要です(子ども医療費・ひとり親家庭等医療費・重度心身障害者医療費・県指定の指定難病など)。

▼利用のための申込み方法

利用にはマイナポータルで事前登録が必要です。事前登録は、お手持ちのスマートフォン・パソコン(カードリーダーが必要)から行うことができます。

※マイナンバーカードの被保険者証利用には、ICチップの中の「電子証明書」を使うため、12桁のマイナンバーは使用しません。

※マイナンバーカードの被保険者利用が始まって、被保険者証は引き続きご利用いただけます。

問合せ 保険年金課 ☎(43)1111 内線 144

公的年金からの年金天引き(特別徴収)制度

国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、市・県民税、介護保険料について、年金天引き(特別徴収)で納めていただいている人は、引き続き特別徴収させていただきます。

国民健康保険税

問合せ 保険年金課 ☎(43)1111 内線 4404
FAX(43)1125

4月からの保険税の特別徴収

現在、保険税を特別徴収で納めていただいている人は、2月の年金から徴収した保険税と同額を4・6・8月の年金から仮徴収します。

■保険税の特別徴収の対象は、つぎに該当した人

- (1) 世帯主が国民健康保険に加入している人
- (2) 世帯の国民健康保険加入者の全員が年齢65歳～74歳の人
- (3) 世帯主の年間の年金受給額が18万円以上の人
- (4) 国民健康保険税と介護保険料の合計額が年金額の2分の1以下の人

※特別徴収の対象の人でも、申請をすることで特別徴収を中止し、普通徴収(口座振替のみ)に変更することができます。詳細については、お問い合わせください。

※国民健康保険の被保険者で、令和3年度に75歳になる人は、普通徴収(納付書または口座振替)により納めていただきます。

後期高齢者医療保険料

問合せ 保険年金課 ☎(43)1111 内線 147
FAX(43)1125

4月からの保険料の特別徴収

現在、保険料を特別徴収で納めていただいている人は、2月の年金から徴収した保険料と同額を4・6・8月の年金から仮徴収します。

■保険料の特別徴収の対象は、つぎに該当した人

- (1) 後期高齢者医療制度に加入している人
- (2) 年間の年金受給額が18万円以上の人
- (3) 後期高齢者医療保険料と介護保険料の合計額が年金額の2分の1以下の人

※特別徴収の対象の人でも、申請をすることで特別徴収を中止し、普通徴収(口座振替のみ)に変更することができます。詳細については、お問い合わせください。

市・県民税

問合せ 税務課 ☎(43)1111 内線 133
FAX(43)1125

4月からの市・県民税の特別徴収

現在、市・県民税を特別徴収で納めていただいている人は、前年度の年額の1/2相当額を4・6・8月の3回に分けて、年金から仮徴収します。

※市外に転出されたときや特別徴収の税額が変更になったとき、また特別徴収される市・県民税が老齢基礎年金などの額を超えるときは、公的年金等からの特別徴収が停止となる場合があります。その場合は、普通徴収(納付書または口座振替)で納めていただきます。なお、年金からの特別徴収を本人の希望で中止することはできません。